

「介護付と住宅型」有料老人ホームの違いを詳しく説明します

有料老人ホームの種類に介護付と住宅型があります。今回はこの二つの違いをしっかりとご説明したいと思います。

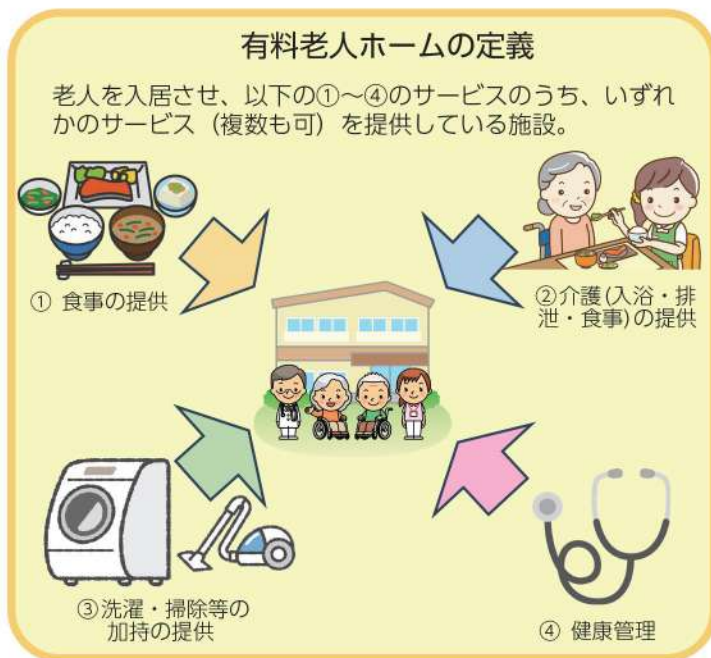
有料老人ホームには介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームがあります。今回はその違いを詳しくお知らせしたいと思います。一般に有料老人ホームは「介護付」「住宅型」「健康型」の3種類に分類されますが、今回は圧倒的に数が多い「介護付」と「住宅型」の2つの違いをご説明していきます。

● 有料老人ホームとは

有料老人ホームとは、右の図のように①食事の提供 ②介護（入浴・排泄など）の提供 ③洗濯・掃除等の家事の供与 ④健康管理のうち、いずれかのサービス（複数可）を提供している施設とされています。有料老人ホームは1名でも上記のサービスを行っていてサービスに費用が発生する場合は都道府県知事等へ設置の申請が必要です。

有料老人ホームは介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」（特定施設）として、介護保険の給付の対象となっています。ただし特定施設は上記の設置届出とは別に、定められた基準を満たした上で、都道府県知事等の指定を受けなければなりません。この指定を受けた施設を介護付有料老人ホーム（介護付ホーム）と言います。

サービス費用および入居にかかるすべての費用が有料となる高齢者向け住宅は有料老人ホームです。



厚生労働省HP「有料老人ホームの類型」より



健康型有料老人ホームとは、介護の必要がなく、自立した生活を送ることができる高齢者のための施設です。食事や掃除などの生活支援サービスが提供されます。健康型は、介護サービスの提供を前提としていないため、介護が必要になった場合は退去や転居になる可能性が高いので注意が必要です。健康型は2020年10月現在全国に20棟（※）しかありません。（※国土交通省HP「データから見た高齢者住宅・施設の需給バランス」より）

介護付有料老人ホーム

前述の通り、有料老人ホーム設置の届出を出し、別途に一定の設備基準、人員配置、運営基準を満たして、都道府県知事等の指定を受けると特定施設入居者生活介護施設となります。この指定を受けた老人ホームが介護付有料老人ホーム（介護付ホーム）です。

特定施設の指定を受けると「介護付」と名乗ることができます。この指定を受けていないと、ホームページやパンフレットなどで「介護付」と名乗ることはできません。

介護付ホームはホームで働くスタッフから24時間直接介護サービスが提供されます。介護の設備やサポートも充実し、自分で身の回りのことができる方から要支援・要介護の方までそれぞれの身体状況などに合わせた介護サービスの提供が可能になっています。また24時間ではないものの看護師の配置が義務づけられています。施設によっては24時間看護師常駐体制もあります。

介護付ホームは高級な施設から低価格が特徴の施設まであり、費用の設定はさまざまです。

入居要件も施設により異なり、自立や介護度が軽い方から重い方、寝たきりの方、認知症の症状がある方など幅広く受け入れています。

看取りまで対応しているところが多く、終のすみかの選択としてお勧めです。

介護付き有料老人ホームには以下の表のように4つのタイプに分かれます。

それぞれ、入居条件や設備が異なるので、入居を検討する際には、タイプごとの違いを把握しておきましょう。



介護付有料老人ホームのタイプ

種 類	説 明
介護専用	65歳以上で介護保険認定が要介護1以上の方が入居条件
混合(一般)	これが一番多い施設。入居時自立から要介護5までの方が利用可能です。原則60歳以上の年齢条件があります
地域密着	施設がある自治体に住民票が有る原則60歳以上の方が利用できる介護付ホーム
入居時自立	入居時自立が条件で、入居後に介護が必要になっても転居することなく引き続き生活を続けられるのが特徴。

◆ 入居時の費用と月額利用料

有料老人ホームの費用としては、入居金（前払金）と月額費用があります。選ぶホームのサービス内容、設備、職員体制、立地条件などにより金額は異なります。前払金が0円のところもあれば、数千万円のところもあります。賃料を基準にして算出されるため、首都圏・都心部では高額になるケースが多く見られます。また最近は入居金が0円のプラン選べたり、入居金0円のプランしかない施設があります。



有料老人ホームの入居金（前払金）には、償却期間が定められており、償却期間が終了する以前に本人が退去した場合は、未償却部分が返還される仕組みとなっています。償却期間や方法はホームによって様々です。また、有料老人ホームにはクーリングオフ制度が設けられており、入居して3ヵ月以内に何らかの理由で退去する場合は、前払金の全額が返還されます。

月額費用は家賃・管理費・食費が定められており、別途、介護付ホームの介護費用は介護度別の定額になっています。介護度が重くなっても月額を支払額が立てやすいメリットがあります。

逆に、それほど多くの介護サービスを必要としない方にとっては、サービス費用が高く感じる人もいるかもしれません。老人ホームにかかる費用の詳細は過去にお送りした「ホームあしすと」で何度も取り上げてご説明しています。ホームあしすと入居相談室のホームページの「相談員ブログ」でお読みいただけますので、是非ご覧ください。もちろん私どもへご連絡いただければお送りさせていただきます。

住宅型有料老人ホーム

住宅型有料老人ホームは、自立の方から要支援・要介護の方まで、様々な状態の方々を幅広く受け入れている施設です。

介護サービスを受けるには、外部の訪問介護事業所と契約をする必要があります。これにより必要な介護サービスを自由に選択できます。設備などは、介護付有料老人ホームと同等のレベルの施設が多いです。

人員配置は施設長1名の配置のみ定められていて、介護職員、看護師、機能訓練指導員などは必要数に応じて人員配置をすればよいとされています。よって人員配置の基準は施設ごとに違います。ただし、最低基準がないからといって人員が常に少ないということはありません。多くの場合住宅型老人ホームの中にケアマネージャーや介護サービスをする事業所を併設していることが多いです。

介護付ホームに入居した場合、介護サービスの枠をすべて施設で利用しますが、住宅型の場合、外部のサービスを別途契約する為、今まで利用していたディサービスや訪問看護等をそのまま継続して利用することも可能です。

◆ 住宅型老人ホームの費用

住宅型有料老人ホームの費用は、介護付と同じく、入居一時金と月額利用料を支払います。しかし、介護付と比べて住宅型は比較的費用が安いという特徴があります。介護付と同様に、入居金0円の施設もあり、初期費用を抑えたい方からの人気が集まっています。介護付とほとんど変わりませんが、介護サービス費は大きく異なります。

住宅型では介護が必要な場合、訪問介護や通所介護などのサービスを個人で契約しなければなりません。介護サービスを定額で利用できる介護付と違って、住宅型は利用した分だけの自己負担額を支払う必要があります。

介護保険の支給限度額を超えて介護サービスを利用すると、超過分は全額自己負担になります。



介護付と住宅型有料老人ホームのメリット・デメリット

● 介護付有料老人ホーム

メリット

- 充実の介護サービス
- 医療面のサポートも充実
- 毎月の支払いが計画しやすい

デメリット

- 他の介護保険サービスを併用できない
- 費用が高額になりやすい
- 自立でも介護サービス費用負担が発生する

介護付ホームは、介護サービスの充実だけに限らず、医療ケアの体制や設備も特定施設認定により一定の条件が定められており、安心してご家族を預けることができます。また月額費用はやや割高にはなりますが、毎月の支払いが計画しやすく、施設の生活を続けていく上で、重要なポイントとなります。

しかし一方で、毎月介護サービスを受けるにあたり、介護保険の利用限度額を定額ですべて使うため、介護保険を利用した外部サービスは利用できません（利用した場合は自己負担）施設によっては車いす等介護用品が自費となる場合があります。

● 住宅型有料老人ホーム

メリット

- 介護サービスを選ぶことができる
- 自宅で利用していた介護業者を継続できる
- 費用面でも施設のバリエーションが豊富

デメリット

- 施設により介護サービスに違い
- 要介護度が重くなると月々の負担が割高になる可能性がある

住宅型有料老人ホームは、自宅と同じように「訪問介護」を受けたり、デイサービスなどに通ったり、することができるので、施設に入る前に利用していたサービスを継続することができません。また、住宅型有料老人ホームは規制が少ないので高級志向のホームから一般向けまでバリエーションが豊富で多様な環境の中から選ぶことができます。

24時間体制の介護サービスは義務付けられてはいないので、ケアプランで定められていない、急な介護サービスが必要になったときなどは、別途施設で定められた費用が掛かる場合があります。また、入居中に要介護度が重くなり、外部サービスの利用頻度が高くなれば、その分月々の負担額も大きくなります。

有料老人ホームの探し方

今回は介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームについてご説明しました。しかし、どちらの老人ホームに向いているかを、種類だけで決めるられるかというと、決してそのような事はありません。施設の運営会社はどのような方に利用して欲しいかを考え、コンセプトを作り、施設を運営しています。介護付（特定施設）でも入居時自立でなければ入居できない施設もあります。また住宅型でも看護師が24時間常駐で医療依存度が高い方を得意としている施設もあります。

さらに介護付有料老人ホーム（特定施設）には総量規制があり、特定施設になる事を前提に準備したが、最終的に特定施設の認可が得られずに、住宅型で開設された施設も多くあります。このような施設は住宅型で有っても、限りなく介護付に近い設備やサービスを行っています。

◆住宅型の価格帯

入居金や月額利用料が高価格帯の住宅型があります。これは特定施設（介護付ホーム）では人員の配置はじめ、サービスの内容がある程度定められている為、ご入居者（ご家族）様が介護付より手厚いサービスを受けたい場合、高価格帯の住宅型を選択することで、より手厚いサポートを受けることができるためです。翻って住宅型ではこの様な高価格帯とは別に、人員配置や有資格者の設置等満たさなければならない基準が定められていない分、介護付ホームより低価格帯の施設も数多く存在します。



プロの観点で
ご提案します

親身になって
万全サポート

相談費用は
いたしません

介護付ホーム（特定施設）はこのような高価格帯の住宅型と比較的廉価な住宅型の間の価格帯が多いです。

◆まとめ

施設をご検討の場合、ご入居検討者様のお身体の状態や費用、求める立地、サービスの内容や設備など様々な観点から検討し、気になる施設が見つかったら必ず見学をすることをお勧めします。「百聞は一見に如かず」のことわざ通り、実際に施設を見てみると多くの発見があります。

私どもホームあしすと入居相談室では最低でも3カ所以上の施設見学をお勧めしています。しかしあまり多く見学するといろいろな情報が整理できなくなって混乱を起こしてしまうこともあります。



もしも迷ったときは・・・ ホームあしすと入居相談室へ

高齢者住宅のちょっとした疑問やご質問などがありましたら、「ホームあしすと入居相談室」へご相談ください。ショートスティのお手伝いも致します。

お陰さまで武蔵野市吉祥寺にて開業20年目を迎えました。施設を知り尽くしたプロの視点から、お一人おひとりに合った施設を探し、親身になってご提案いたします。施設の見学、ご契約、アフターフォローまで、万全の体制でご相談にお答えします。まずはお気軽にご連絡をください。お待ちしております。

高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度 届出番号：20-0122

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目28-6-107 迦葉武蔵野第3（吉祥寺駅北口徒歩5分）

ホームあしと
入居相談室



0120-428-165

<http://senior-support.co.jp/>

受付10:00～19:00（日曜・祝日は休み※）

ホームあしと

